

教 生 学 第 778 号

平成 29 年 12 月 22 日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

このことについて、過日、道内（札幌市を除く）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校における 11 月末現在の不登校児童生徒の状況の改善等に向けた取組について調査を行ったところ、児童生徒理解・教育支援シート等を活用した支援を行っている学校が増加するとともに、学校内外の専門的機関等で相談・指導を受けていない児童生徒数が大幅に減少してきていることなど、成果が見られたところです。

しかしながら、今年度の不登校児童生徒数が昨年度を上回る可能性があることや、専門的機関等で相談・指導を受けていない児童生徒が減少傾向にあるものの、一定程度いることなどから、引き続き、切れ目のない支援が重要となっております。

ついては、別紙のとおり、今後の不登校児童生徒への支援の在り方等をまとめたので、各学校や市町村教育委員会において確実に取組を進めるようお願いいたします。

(生徒指導・学校安全グループ)

不登校児童生徒への支援の在り方等について

1 児童生徒理解・教育支援シート等の作成

- 在籍している不登校児童生徒に対し、児童生徒理解・教育支援シート等、不登校児童生徒への支援の状況等を位置付けたシート（以下、「本シート等」）を作成していない学校が一定程度見られることから、各学校においては、保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、本シート等を活用した組織的・計画的な支援を積極的に推進すること。
- 本シート等の作成に当たっては、欠席 30 日以上を作成の目安とするのではなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階から作成し、組織的・計画的な支援を行うこと。

2 専門的機関等で相談・指導を受けていない児童生徒への対応

- 欠席 30 日以上の児童生徒のうち、専門的機関等で相談・指導を受けていない割合は、これまでの調査と比較し減少しているものの、欠席 10 日～29 日の児童生徒については専門的機関等で相談・指導を受けている割合が低い傾向が見られたことから、早期の段階から養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による学校内における専門的な相談・指導を開始するよう努めること。
- 不登校児童生徒及びその保護者が、教育支援センターや教育センター等教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等の学校外において専門的な相談・指導を受けられるよう、引き続き、相談窓口の周知徹底を図ること。
- 長期間、不登校となっている児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、関係機関等による支援の一層の充実を図ること。
- 市町村教育委員会においては、教育支援センターの整備充実（未設置の市町村においては設置又はこれに代わる体制整備）に努めること。

3 不登校児童生徒の登校に向けた支援

- 道内においては、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合が、全国と比べて低い状況にあることから、各学校や市町村教育委員会においては、次の例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて継続的に指導すること。

（例）

- ・これまで全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受けると、特定の教科の学習に興味をもてるようになり、3 学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学 3 年生で 2 学期の前半までは月に 1 回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に 1 回程度は登校するようになった。

4 欠席の要因の把握

- 学校内外の専門的機関等で相談・指導を受ける児童生徒が増加し、病院等での診察により何らかの診断を受けたり、欠席の理由が保護者の教育に関する考え方によるものであることが判明したりしている事案も見られる。「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、「理由別長期欠席者」を次の例に基づき記入することから、個々の児童生徒の欠席の要因を適切に把握すること。

（例）

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している場合
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している場合
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している場合
- ・欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者
→これらについては、「不登校」ではなく、「その他」として把握する
- ・心身の故障等により、入院、通院、自宅療養等をしている場合
→「病気」として把握する

【参考通知】

- ・平成 28 年 9 月 28 日付け教生学第 634 号学校教育局長通知
- ・平成 29 年 9 月 21 日付け教生学第 510 号当職通知